

関ヶ原町太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、関ヶ原町太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（令和7年関ヶ原町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(町との協議)

第3条 条例第6条第2項の規定による協議は、事前協議書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業者の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- (2) 事業区域の公図の写し
- (3) 事業区域の位置を示す図面
- (4) 事業区域及びその周辺の状況を確認することができる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(周辺住民等への説明等)

第4条 条例第8条第1項の説明会を開催したときは、説明会結果報告書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) 説明会の議事録
- (3) 説明会の周知を行った地域の範囲を示した図面
- (4) 説明会を開催した状況を確認することができる写真
- (5) 説明会に出席した者の名簿の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 周辺住民等は、説明会が開催された日から起算して30日以内に、当該説明会を開催した事業者に対し事業計画に対する意見を記載した書類（次条において「意見書」という。）を提出することができる。

(周辺住民等との協議)

第5条 事業者は、意見書の提出があったときは、当該意見書を提出した周辺住民等に対し見解書を提出し、協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により協議を行ったときは、協議結果報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 協議で配布した資料
- (2) 協議の議事録
- (3) 意見書及び見解書の写し

(公表の方法)

第6条 条例第12条第1項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 関ヶ原町公告式条例（昭和29年関ヶ原町条例第1号）第2条第2項の規定の例による登載又は掲示
- (2) 本町のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める方法
(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。